

金融円滑化にかかる体制の概要

- 1 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要
当組合では金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。
 - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融共済部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
 - (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融共済部へ報告することとしております。
 - (4) 各支所では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

- 2 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要
 - (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融共済部に設置しているほか、各支所においても承っております。
 - (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、総務企画部に受付窓口を設置しております。また、各支所で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融共済部に連絡し、金融共済部と各支所が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

- 3 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要
 - (1) 条件変更を行った中小事業者の経営状況の継続的把握および経営改善指導を行う体制について記載
(例) 金融円滑化責任部署(または、金融円滑化管理協議会等)を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
 - (2) 条件変更の有無に関わらず金融機関としてのコンサルティング機能発揮について記載
(例) 特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しております。
 - (3) (1)(2)の機能発揮のための研修等人材育成について記載
(例) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。